

熊本市農業委員会総会議事録

日時 令和3年7月8日(木) 午後3時00分

場所 熊本市中央区花畑町9番1号 熊本市役所別館(駐輪場) 8階大会議室

農業委員24名

1番 谷口 憲治	2番 小佐井 亮祐	3番 西田 廣行
4番 上田 定信	5番 木村 憲正	6番 田中 敏郎
7番 林田 智博	8番 杉本 守	9番 田上 正富
10番 東 哲治	11番 牧野 正治	12番 網田 稔
13番 三原 勉	14番 木下 三智也	15番 赤木 英雄
16番 福原 幸一	17番 眞鍋 宣孝	18番 田上 泰則
19番 磯田 修一	20番 宮本 淳一	21番 堀 恭子
22番 西富 大二郎	23番 福嶋 德行	24番 徳永 芳也

欠席委員(上記24名中1名が欠席)

14番 木下 三智也

午後3時00分 開会

事務局            それでは、定刻になりましたので、ただいまから熊本市農業委員会総会を開会いたします。

                    本日の農業委員会総会の出席は、農業委員総数24名中23名でございますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、総会が成立しております。

                    それでは会長、ご挨拶をお願いいたします。

会    長            皆さん、こんにちは。

                    本日は皆さんご多用の中、農業委員会総会に出席いただき、誠にありがとうございます。

                    さて、先週末から今週にかけて、全国各地で大雨による甚大な被害が発生しており、被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。熊本でも、今週末にかけて大雨の予報が出ております。皆様、十分注意していただきますよう、お願いいたします。

                    それでは、本日の総会は、農地法に基づく許可申請や農地利用集積計画などが主な議案となっております。総会の審議がスムーズに進行できますよう、皆様のご協力をお願い申し上げ、挨拶といたします。

事務局            ありがとうございます。

                    総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり、議事の進行を行うこととなっております。

                    それでは、会長、よろしくをお願いいたします。

議    長            それでは、議事に入りますが、議事に入るに当たり、総会次第第3の議事録署名者及び総会書記を指名いたします。本日の議事録署名者には、7番の林田智博委員と8番の杉本守委員を、書記に、事務局の島本学主任主事を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

                    本日の議事は、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請から第6号議案、非農地証明願までの6件です。

                    議案の修正がありますので、事務局より説明をお願いいたします。

事務局            議案書71ページをお開きください。

                    恐れ入ります、標題が非農地証明願と書いてございますが、そこに「第6号議案」というのが抜けております。恐れ入りますが、ご修正

お願いいたします。

以上です。

議長 初めに、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請、19件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、農地法第3条第2項の判断基準により、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

#### 17番 眞鍋宣孝委員

17番委員、眞鍋です。

1番と2番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番と2番は関連で、営農型太陽光発電設備の設置期間完了に伴う区分（空間）使用貸借権設定のための更新2回目の申請です。太陽光発電設置者と営農者は異なり、設置者は、空中区分を利用することから、3条許可を必要とされるものです。申請地には、現在、ミョウガを作付されております。

なお、支柱部分については、同時に5条申請も申請しております。

以上2件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま、1番、2番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。  
異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
続きまして、3番。

#### 9番 田上正富委員

9番委員、田上です。

3番から8番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

3番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人はミカン

を栽培されている農家で、申請土地にはミカンを作付される計画です。

4番から6番は関連で、新規就農として所有権移転の申請です。譲受人は、許可後、申請地で水稻及び露地野菜を栽培される計画です。譲受人に先日の地区委員会にご出席をいただき、営農計画等の聞き取りを行い、新規就農の要件を満たしていることを確認しました。

7番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、露地野菜を栽培されている農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

8番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、及び施設野菜を栽培されている農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

以上6件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 長 ただいま、3番から8番まで、地元委員よりご報告がございましたが、この件については何かありませんでしょうか。

一同 異議なし。

議長 長 ありがとうございます。  
異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
9番。

10番 東哲治委員

10番委員、東です。

9番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

9番は、耕作の便宜上取得のための所有権移転の申請です。譲受人はミカンを栽培されている農家で、申請地にはミカンを栽培される計画です。

以上の1件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 長 9番について、地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かございませんでしょうか。

一 同 異議なし。  
議 長 ありがとうございます。  
異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
続きまして、10番。

7番 林田智博委員

7番委員、林田です。

10番から11番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

10番と11番は関連で、耕作の便宜上取得による所有権移転の申請です。譲受人は、水稻及び露地野菜を作付けされている農家で、申請地には露地野菜を作付けされる計画です。

以上2件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま、10番から11番について、地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。  
続きまして、12番。

12番 網田稔委員

12番委員、網田です。

12番から14番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

12番から14番は関連で、営農型太陽光発電設備の設置に伴う区分（空間）貸借権設定の申請です。これは太陽光発電設備設置者と営農者が異なるときに設置者は空中部分を利用することから、3条許可が必要とされるためです。

以上3件について、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま、12番から14番まで、地元委員よりご報告がございま

したが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。  
続きまして、15番。

2番 小佐井亮祐委員

2番委員、小佐井です。

15番、16番について、地区委員会での協議状況についてご報告  
します。

15番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は、水  
稲、露地野菜などを作付けられる兼業農家で、許可後は、梅を植え付  
けられる予定です。

16番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は、露  
地野菜を栽培される兼業農家で、許可後は、露地野菜を作付される予  
定です。

以上2件、先日の地区委員会において協議し、いずれも農地法第3  
条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの  
協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま、15番から16番まで、地元委員よりご報告がございま  
したが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。  
続きまして、17番。

11番 牧野正治委員

11番委員、牧野です。

17番から19番について、地区委員会での協議状況を報告します。

17番は、経営拡張のため所有権移転の申請であります。譲受人は  
水稲、スイカを栽培される専業農家で、申請地には水稲を作付される  
予定であります。

18番も経営拡張のため所有権移転の申請です。譲受人は水稲、ダ  
イコンなどを栽培される兼業農家で、申請地には栗を植えられる予定

であります。

19番は、所有権移転の申請で、第三者へ贈与されるものです。譲受人は、スイカ、落花生を栽培される専業農家で、申請地にもスイカ、落花生を作付する予定であります。

以上3件、先日の地区委員会において、いずれも農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であると確認いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 長 ただいま、17番から19番まで、地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請4件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。それでは、1番。

## 22番 西富大二郎委員

22番委員、西富です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、共同住宅を建築するための転用申請です。同時に5条の転用許可申請をされており、建て売り住宅13棟分を含め、総事業面積は4,661.58㎡、総転用面積は4,353.87㎡であります。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地で、第1種農地と判断されます。集落内開発制度指定区域であり、集落に接続して設置されることから、不許可の例外に該当すると判断しました。代替地も検討されております。開発許可が必要なことから、開発指導課と協議中とのことです。土地利用計画は、共同住宅木造2階建て2棟、4世帯と3世帯の計7世帯が入居予定になっているものと、普通車4台分の駐車場が建設される予定で、転用面積が640㎡で、転用面積としては適正なものとして判断しております。資力、信用等、転用行為の確実性が認められ、給排水計画も問題ありません。また周辺農地への営農条件に支障を生じるおそれはございません。工期は、令和4年7月31日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しており

ます。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。なお、1番については、総転用面積が3,000㎡を超えますので、申請により許可相当として農業会議へ意見を聴取することにいたします。

続きまして、2番。

#### 17番 眞鍋宣孝委員

17番委員、眞鍋です。

2番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

2番は、農業用倉庫への転用申請です。農地区分は、10ha以上の一団の広がりのある農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、農業用施設用に供するために行われるために該当するものと、不許可の例外と判断しました。土地利用計画は、農機具倉庫、鉄骨平屋建て60㎡と駐車場2台と、車の転回スペースとして利用される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。申請者の自宅から耕作地が2.5kmと離れており、農機具移動の効率化と交通事故防止のため、農業用倉庫の建設を計画されました。また、代替地の検討もされております。資力、信用等、転用行為の確実性が認められ、また周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはございません。工期は令和3年9月30日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま、2番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
続きまして、3番。

18番 田上泰則委員

18番委員、田上です。

3番、4番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

3番は、貸駐車場への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、申請地近隣に駐車場が不足していることにより、転用面積69㎡に普通車両4台分の駐車場の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事期間は令和3年12月30日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認いたしております。

4番は、敷地拡張のための転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、農家住宅の敷地拡張として転用面積99㎡に農業用倉庫1棟の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。ただ、農業用倉庫は昭和37年に設置され、申請地は以前より宅地の一部として利用されており、今後このようなことがないようにする旨の始末書が提出されております。

以上2件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしく願います。

議 長 ただいま、3番、4番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。

続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請41件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いいたします。

## 2 2 番 西富大二郎委員

2 2 番委員、西富です。

1番から4番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告します。

1番は、敷地拡張のための転用申請です。申請地は10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。隣接地の個人住宅の建設を令和2年3月12日に、農地転用許可を受け建築された際に、区域を誤り建物を設置し、塀のブロック積を設置され、一体の宅地となっております。故意ではないということでしたが、違反行為の謝罪と今後は農地法の遵守に努めるよう、顛末書が譲受人、譲渡人の双方の署名がされたものを提出されており、反省されております。

2番から4番は関連で、転用者は設計施工分譲等分譲を行う不動産業を営む会社で、建て売り住宅を建設するための転用申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地で、第1種農地と判断されます。集落内開発制度指定区域であり、集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外に該当するものと判断しました。第4条の転用許可の同時申請で、共同住宅2棟を含む総事業面積4,661.58㎡、総転用面積4,353.87㎡であります。代替地の検討もされております。開発許可が必要なことから、開発指導課と協議中とのことです。土地利用計画は、木造2階建て13棟分、公園、防火水槽、公衆用道路を建設される予定です。転用面積は3,713.87㎡の計画で、転用面積としては適正なものと判断しております。資力、信用等、転用行為の確実性が認められ、給排水計画は問題ありません。また、周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはございません。工期は、令和4年7月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上4件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長

ただいま、1番から4番までについて、地元委員よりご報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
なお、2番から4番までについては、転用面積が3,000㎡を超えますので、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。  
続きまして、5番。

#### 17番 眞鍋宣孝委員

17番委員、眞鍋です。

5番から8番までにつきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

5番は、所有権移転による資材置場への転用許可申請です。申請地は、10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。代替地の検討はされております。土地利用計画は、建設機械大型3台、同小型2台、大型車両1台、同小型1台、普通車2台と転回広場、土木、管工事、建築資材、雨水浸透池を設置される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。また、敷地内は砂利敷とし、雨水の外部流出を浸透にて抑える計画です。資力、信用等、転用行為の確実性が認められ、また、資材等の設置の際、近辺農地との間隔の確保等、周辺農地等に被害が生じるおそれがある場合は、申請人が責任を持って解決しますと事業計画書に記されております。工期は、令和3年12月31日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

6番は、分家住宅を建設されるための使用貸借権設定の転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の広がりのある農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当するものとして、不許可の例外と判断しました。代替性についても検討されております。土地利用計画は、個人住宅木造平屋建て1棟、転用面積としては適正なものと判断いたしました。開発許可が必要となりますが、開発指導課と事前協議中のことです。資力、信用等、転用行為の確実性が認められ、また周辺農地の営農条件に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。工期は、令和3年12月28日までの予定で、許可後速やかに着手されるということです。

7番と8番は関連で、申請者は不動産業及び太陽光その他、エネルギーによる発電売電事業を営む法人で、貸借権設定による営農型太陽

光発電設備のための期間満了に伴う一時転用の許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の広がりのある農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、仮設工作物の設置等の一時転用に該当するものとして、不許可の例外に該当すると判断しました。

7番の土地利用計画は、引き続き下部の農地で、営農を継続し、上部に太陽光発電設備を設置し、発電事業を継続する計画です。なお、設備の内容は、高さ1.8mから2.33mの支柱を立て、太陽光パネル380枚、支柱80本をコンクリート基礎の上に設置し、発電容量99.18kW、遮光率は97.5%、パネルの直下面積は646㎡です。支柱部分などの転用面積は、10.8268㎡です。太陽光パネルの下部において、ミョウガを生産されております。

8番の土地利用計画は、引き続き下部の農地で営農を継続し、上部に太陽光発電設備を設置し、発電事業を継続する計画です。なお、設備の内容は、高さ1.8mから2.33mの支柱を立て、太陽光パネル300枚、発電容量78.3kW、遮光率97.6%で、パネルの直下面積は493㎡、支柱部分などの転用面積は8.259㎡です。太陽光パネルの下部において、ミョウガを生産されております。

7番、8番の営農状況について、直近の農作物の状況報告で、地域の平均反収と比較して、2割以上の減収が見られますが、営農計画見込書や知見を有する者の意見書などにより、今後の営農の適切な継続が見込まれると判断されます。ただし、更新期間は単収量から各々2年が適当だと判断いたしました。資金証明書等必要書類は添付されています。周辺農地への営農上、支障を及ぼすおそれはないものと判断されます。事業計画や廃止時の解体撤去の確約書もそろっております。また、同時に3条申請も提出されております。

以上4件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長           ただいま、5番から8番について、地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同           異議なし。

議 長           異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
                  なお、7番と8番については、営農型太陽光発電設備への一部転用  
                  ですので、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取すること

といたします。

次に、9番。

#### 9番 田上正富委員

9番委員、田上です。

9番から17番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

9番から10番は関連で、建設業を営む法人が賃貸借権設定による工事用現場事務所への一時転用許可申請です。農地区分は、農用地区域内にある農地で原則不許可ですが、今回の申請は、不許可の例外規定、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものに該当すると判断されます。また、代替地についても検討されております。土地利用計画は、総転用面積1,783㎡に仮設プレハブハウス2棟と仮設トイレ2棟及び山砂、再生クラッシャーラン等の建設資材置場として利用される計画で、転用面積としては適正なもの判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。また、農用地域内における農地の一時転用に関する意見について、農業政策課に聴取しております。工事期間は、令和3年7月31日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。なお、一時転用期間は令和5年4月26日までの予定で、期間終了後は農地に戻す旨の確約書の提出がなされております。

11番は、宅地建物取引業を営む法人が所有権移転による建築条件付き売買予定地への転用許可申請です。建築条件付き売買予定地とは、平成31年3月に、新たに創設された制度です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、転用面積515㎡に建築条件付き売買予定地2区画を整備される計画で、転用面積としては妥当なもの判断されます。資金計画、給排水計画、隣接した農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ事前審査の申請中とのこと。工事期間は、令和5年8月31日までの予定で、許可後は速やかに着手されることを確認しております。

12番は、不動産業を営む法人が所有権移転による建て売り住宅及び公衆用道路への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内であり、第1種農地と判断されます。第1農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定で、集落に接続して

設置するものに該当するものと判断いたしました。また、代替地についても検討されております。土地利用計画は、転用面積1,065㎡に建売住宅、木造2階建て4棟及び公衆用道路を整備する計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ事前審査の申請中とのことです。工事期間は、令和3年12月31日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認いたしております。

13番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定で、集落に接続して設置するものに該当すると判断いたしました。また、代替地についても検討されております。土地利用計画は、転用面積201㎡に個人住宅木造2階建て1棟を建築する計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ事前審査の申請中とのことです。工事期間は、令和4年5月30日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。

14番から17番は関連で、宅地建物取引業を営む法人が所有権移転による建築条件付き売買予定地への転用許可申請です。建築条件付き売買予定地とは、平成31年3月に新たに創設された制度です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の、集落に接続して設置するものに該当すると判断いたしました。また、代替地についても検討されており、土地利用計画は、総転用面積2,414㎡に建築条件付き売買予定地9区画を整備される計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からも開発行為事前審査の該当書が添付されております。工事期間は、令和5年5月31日までの予定で、許可後には速やかに着手されることを確認いたしております。

以上9件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、9番から17番まで地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。続きまして、18番。

#### 10番 東哲治委員

10番委員、東です。

18番から20番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

18番は、介護福祉用具の製造販売業を営む法人が、所有権移転による資材置場への転用許可申請です。農地区分は、中山間地の広がりがない小集団の農地のため、第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、資材等を保管するコンテナハウスを設置し、資材置場として利用される計画です。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除にも問題ありません。工事期間は、令和3年11月1日までの予定であり、速やかに着手されることを確認しております。

19番は、親子間で使用貸借権を設定し、農家住宅への転用許可申請です。農地区分は、中山間地の広がりがない小集団の農地のため、第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、転用面積630㎡に農家住宅木造平屋建て1棟及び作業用車両2台分の駐車スペースを整備される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除にも問題ありません。工事期間は、令和4年3月31日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

20番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、中山間地の広がりがない小集団の農地のため、第2種農地と判断され、代替地についても検討されています。土地利用計画は、転用面積433㎡に個人住宅木造平屋建て1棟及び普通車2台分の駐車スペースを整備される計画で、妥当な面積であると判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除にも問題ありません。工事期間は、令和4年7月31日まで予定で、許可後速やかに着手され

ることを確認しております。

以上3件、先日の地区委員会にて現地調査確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可の基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、18番から20番まで、地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かございませんか。

一　　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。続きまして、21番。

#### 18番 田上泰則委員

18番委員、田上です。

21番、22番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

21番は、不動産業を営む法人が所有権移転による建売住宅へ転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、他地目含む総事業面積2,495.94㎡のうち、転用面積489㎡に建売住宅木造2階建て2棟の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ事前審査の申請中とのことです。ただ、申請地は以前より貸駐車場として利用されており、今後このようなことがないようにする旨の始末書が提出されております。工事期間は、令和4年7月20日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。

22番は、建設業を営む法人が賃借権設定による仮設事務所への一時転用許可申請です。農地区分は、農用地区域内にある農地で原則不許可ですが、今回の申請は、不許可の例外規定の、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものに該当するものと判断されます。また、代替地についても検討されております。土地利用計画は、転用面積290㎡に3連棟ハウス型の仮設事務所の設置及び杭木等の保管場所の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題あり

ません。また、農用地区域内における農地の一時転用に対する意見について、農業政策課に聴取しております。工事期間は、令和3年7月31日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。なお、一時転用期間は令和4年8月31日までの予定で、期間終了後は農地に戻す旨の確約書の提出がなされております。

以上2件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしく願います。

議長 　　ただいま、21番、22番について、地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。23番。

#### 5番 木村憲正委員

5番委員、木村です。

23番から25番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

23番、24番は関連で、所有権移転し資材置場へ転用する申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地の検討もされております。土地利用計画は、譲受人が営む建設会社の事業拡張に伴い、申請地3,037㎡に土木工事にて発生する流用土などの資材の保管場所及び建設機械置き場として使用予定で、転用面積は適当なものと判断いたします。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除にも問題ありません。工事計画は、令和3年10月31日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

25番は、親から子への貸借による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。代替地についても検討されております。土地利用計画は、総事業面積219.72㎡、うち転用面積128㎡に木造2階建て、建築面積72.66㎡の個人住宅を整備される計画で、

転用面積としては妥当なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課と事前協議中とのことです。工事期間は、令和4年6月30日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

以上3件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長           ただいま、23番から25番について、地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同           異議なし。

議 長           異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。  
なお、23番と24番については、転用面積が3,000㎡を超えますので、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。  
続きまして、26番。

#### 12番 網田稔委員

12番委員、網田です。

26番から34番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

26番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。代替地についても検討されております。

土地利用計画は、申請地に木造2階建て住宅1棟121.79㎡を建築される計画で妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。また、開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発指導課の事前協議の申請中とのことです。工事期間は、令和4年3月31日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認いたしております。

27番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地

区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。代替地についても検討されております。土地利用計画は、申請地に木造2階建て住宅1棟121.79㎡を建築される計画で妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。また、開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発指導課の事前協議の申請中とのことです。工事期間は、令和4年3月31日までの予定で、許可後は速やかに着手されることを確認しております。

28番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある、第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。代替土地についても検討されております。土地利用計画は、申請地に木造2階建て住宅1棟121.79㎡を建築される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。また、開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発指導課の事前協議の申請中とのことです。工事期間は、令和4年3月31日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

29番は、所有権移転による個人住宅及び道路への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、申請地に木造2階建て住宅1棟99.37㎡と道路を建築される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。また、開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発許可の事前審査回答書の提出もなされております。工事期間は、令和4年3月31日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

30番は、不動産業を営む法人が所有権移転し、建築条件付き売買予定地への転用許可申請です。建築条件付き売買予定地とは、平成31年3月に新たに創設された制度です。農地区分は、10ha以上の一団の区域内にある農地で、第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。代替地についても検討されております。土地利用計画は、申請地に建築条件付売買予定地7区画を整備される予定で、転用面積としては妥当なものと判断されます。資金

計画、給排水計画、隣接農地の被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発指導課の開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は、令和4年3月31日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

31番は、所有権移転による敷地拡張の転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが既存施設の1/2を超えない宅地拡張に該当し、不許可の例外規定に該当すると判断しました。土地利用計画は、転用面積496㎡の拡張であり、すでに宅地の一部として使用しており、妥当な面積と判断されます。なお、無断で転用していたことに対し、深く反省している旨の始末書が提出されています。排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。

32番から34番は関連で、賃貸借権設定による営農型太陽光発電設備の一時転用許可の更新の申請です。期間は許可日から3年間となっています。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地で、1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、仮設工作物の設置等の一時転用に該当するため、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。土地利用計画は、太陽光パネル1,212枚、パネルの高さ3.1mから3.87m、遮光率80.6%、発電能力363.6キロワットで、支柱部分等にあたる転用面積は1.24㎡です。営農者は別途農地法第3条により、土地所有者と契約した法人で、太陽光発電設備の下部面積は2,483㎡となりますが、下部においては、ミョウガを作付けされております。営農計画書と営農への影響見込み及びその根拠となる関連データ、地域の平均的な単収等の数値、九州電力との接続に関する証明書、また知見を有するものの意見書も添付されており、今後も継続して安定した収穫が可能と考えられます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題はあります。

以上9件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面、ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、26番から34番までについて、地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 　　異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。  
なお、32番から34番までについては、営農型太陽光発電設備への一部転用ですので、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。  
次は、35番。

2番 小佐井亮祐委員

2番委員、小佐井です。

35番は、所有権移転し、個人住宅へ転用する申請です。申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、農地区分は第2種農地と判断され、用地選定に当たっては、代替地の検討もなされております。土地利用計画は、集落内開発制度指定区域にある申請地495㎡に、木造平屋建て住宅1棟を建築される計画であり、転用面積として適正なもの判断いたします。資金計画、給排水計画等に問題はなく、転用の確実性が認められるとともに、周囲の状況から転用による周辺農地への影響もないものと思われま。工事期間は、許可日から令和4年3月10日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。なお、転用許可と同時に開発許可が必要となりますが、開発協議の事前審査回答済みです。

以上1件、先日の地区委員会におきまして現地調査を行い、立地基準、一般基準の面から検討した結果、転用許可基準を満たしており、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 ただいま、35番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
続きまして、36番。

23番 福嶋徳行委員

23番委員、福嶋です。

36番から41番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

36番は、太陽光発電事業等を営む法人が地上権を設定し、太陽光

発電設備への転用の申請です。農地区分は、中山間地の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地の検討もされております。土地利用計画は、申請地1, 767㎡に太陽光発電パネル360枚、発電容量98.28kWを設置する計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。添付の資金証明書、電力会社からの系統連系に係る契約の案内及び設備設定申請画面の写しなどから、転用の確実性が認められるとともに、転用による周辺農地への影響もないものと思われます。工事計画は、許可日から令和3年12月31日までを予定しており、許可後速やかに着手されることを確認しております。

37番は、所有権を移転し、貸駐車場への転用をする申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地の検討もなされております。転用目的は、申請地近くの貸家にお住まいの娘ご家族の駐車場がなく困っておられるため、申請地を取得後、娘さんに利用されるということです。土地利用計画は、申請地26㎡に1台分の駐車場として利用される計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、排水計画に問題はなく、また、周囲は宅地と道路で隣接する農地はありませんので、周辺農地への影響についても何ら問題はありません。工事計画は、許可日から令和3年8月15日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認しております。

38番、39番は関連です。宅地建物取引業等を営む法人からの所有権移転による建売住宅への転用申請です。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地の検討もなされております。土地利用計画は、申請地2筆、計2,753㎡に木造2階建て住宅9棟の建設のほか、道路などを整備し、利用する計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、排水計画、土地利用計画等に問題がなく、周辺農地への被害防除対策も考慮されており、影響は無いものと思われます。工事期間は、令和4年3月31日までの予定をされており、許可後速やかに着手されることを確認しております。

なお、集落内開発制度指定区域内で開発許可が必要ですが、現在、事前審査の手続き中とのことです。

40番と41番につきましても関連で、土木建設業を営む個人が賃借権を設定し、資材置場及び車両置場へ転用される申請です。農地区分は、集落内に点在する生産性の低い農地で、第2種農地と判断されております。土地利用計画は、申請地2筆1,408㎡に社員用及び

業務用車両合わせて15台分の駐車場のほか、重機や足場などの材料などの資材置場として利用される計画で転用面積は適正なもの判断いたします。資金計画、排水計画などに問題はなく、また、隣接する農地もないことから周辺農地への影響についても無いものと思います。工事計画は、許可日から令和4年3月20日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認しております。

以上6件、先日の地区委員会で立地基準の面及び一般基準の面につきまして協議し、いずれも申請の許可基準を満たしており、申請は妥当であるとの協議結果でございます。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、36番から41番までについて、地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。  
　　続きまして、第4号議案及び5号議案でございます。この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いいたします。

事務局 　　では、第4号議案、第5号議案は関連ですので、併せてご説明をいたします。

　　まず、第4号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の4号についてご説明をいたします。

　　初めに、所有権移転ですが、明細の18ページの1番から24ページの20番までの合計20件で、1番から5番の5件が公社からの売渡し、6番から16番までの11件が公社による買取りで、17番から20番までの4件が相対による売買となっております。面積は20件合わせまして、田の2万6,927㎡、畑の1万1,905㎡の合計3万8,832㎡で、売買価格については備考欄記載のとおりとなっております。

　　次に、利用権設定の新規設定分です。明細24ページの21番から44ページの42番までと合計22件で、契約期間別では、6年未満が14件、10年以上が8件で、面積22件合わせまして、田の16万6,500㎡、畑の2万6,095㎡、合計19万2,595㎡です。権利の種類につきましては賃借権と使用貸借権、利用内容については水稻、麦、果樹となっております。

次に、再設定分です。明細45ページの43番から50ページの46番までの合計4件で、契約期間別としては、6年未満が2件、10年以上が2件、面積は4件合わせまして、田の4,754㎡、畑の1万5,286.91㎡、合計2万40.91㎡、権利の種類は賃借権及と使用貸借権、利用内容については果樹、水稻、露地野菜となっております。

続きまして、5号議案です。

51ページの表をご覧ください。

こちらは、中間管理機構との貸借の新規の設定となっております。明細の52ページの1番から71ページの37番までで、契約期間別では、6年未満が17件、10年以上が20件で、面積は37件合わせまして、田の11万1,263㎡、畑の2万2,068㎡の、合計13万3,331㎡です。権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稻、畑作物、果樹を予定されております。

以上の案件については、さきの地区委員会で協議が行われ、全ての案件が農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の各要件を満たしていることが確認されております。

第4号議案及び第5号議案の説明につきましては以上です。

議長 　　ただいま、事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきましては、各地区委員会で詳細にわたり確認が行われており、全ての案件が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の基準に適合しているとのことでございます。

この件について何かご意見はございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、計画案どおり承認することに決定いたします。

続きまして、第6号議案、非農地証明願1件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、対象農地の調査結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

10番 東哲治委員

10番委員、東です。

1番につきましては、地区委員会で協議状況を報告いたします。

申請地は以前より宅地として利用していましたが、所有している土地を確認していたところ、農地であることが判明しました。申請地の建物の登記簿謄本及び固定資産証明書により、昭和2年には住宅が建築されたことが証明されております。このことから、昭和27年10月20日、農地法施行日前日以前から引き続き非農地であった土地と判断しました。

以上1件、先日の地区委員会で協議検討した結果、証明書の交付について何ら問題がないものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、願出どおり証明することに決定いたします。

次に、次第5の報告事項です。事務局から説明をお願いいたします。

事務局 　　議案書のカラーページ、報告事項の一覧をご覧ください。

1番から13番までの合計204件となっております。件数のみ報告いたします。

以上です。

議長 　　次に、次第の6、その他です。事務局より説明をお願いします。

事務局 　　私のほうから2点、ご説明させていただきます。

まず1点目は、農地利用最適化推進委員の募集状況でございます。資料は、お配りしています1枚紙で、左上に熊本市のマークが入っていると書いてある1枚ものの資料になります。こちらが、熊本市のホームページの画面のコピーでございます。

ここに書いてあるとおり、欠員となっております南区城南町城南区域の農地利用最適化推進委員1名を、今月1日から30日まで募集しております。

申込み状況については、期間の中間と終了後にそれぞれホームページで公表することとなっております。また、募集の締め切り後の流れですが、来月8月10日の総会前に選考委員会を開催いたしまして、

そこで選考されました応募者を、同日のその後の総会でお諮りをいたしまして、同日付で委嘱をしたいと考えております。

選考委員になっておられる委員の皆様には、改めて開催通知をお送りさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

次に、農地法18条賃貸借の解約に関する調査委員会についてでございます。資料はホチキス止め3枚の文書で、タイトルは熊本市農業委員会調査委員会設置要綱新旧対照表と書いてあるものになります。

こちらは、調査委員会の設置要綱ですが、平成27年7月に制定しておりますが、委員の人数や選出方法について明文化されておられませんので、今回要綱の改正を行うものでございます。

資料のご説明をいたします。第8条まででございますが、右半分が現在の要綱、左半分が改正案となっております。改正の箇所には、両方に下線を引いております。大半が文言の修正など軽微なものでございますが、大きく改正するところについてのみ、ご説明をいたします。

まず左側の改正案第3条の組織でございますが、右側の現行のところを見ていただくと、役員会から選任するとだけになっておりまして、人数や選出方法について記載がありませんでしたので、改正案では、役員会において事務局及び各分室ごとにそれぞれ1名選出としております。具体的に言いますと、事務局と各分室の管轄区域ごとに1名、合計4名になりますが、こちらを役員の中から選出していただくことといたしました。また、中立な立場での公正な意見を求めるために、今回新たに中立委員を1名、委員に加えることといたしました。

次に、左側改正案第4条で、委員の任期を現農業委員の任期と定めております。

次に2ページ目の第5条の2項、役員のところですが、2項で委員長及び副委員長の選任方法を、右側現行の会長選任から、改正案では委員の互選に変更をしております。

以上で、要綱改正の説明を終わりますが、この改正案については、先ほどの役員会でご承諾をいただきましたので、本日付で要綱改正の手続を進めさせていただきます。

なお、参考で、最後のページに、改選前、4月までの調査委員の名簿をつけておりますが、先ほど役員会で新しい委員を決定していただきましたので、ここでご紹介をいたします。

まず、中東部地区の委員については、前回と同じく西富委員にお願いをいたします。西南地区については、木下副会長、北地区については、谷口副会長、富合・城南地区については、網田委員に先ほど役員会で決定をしていただきました。よろしくお願ひいたします。また、徳

永委員については、中立委員として就任いただくこととなります。よろしく願いいたします。

私のほうからの説明は以上になります。

議長 調査委員さんの指名でございますけれども、今後いかなるときでも、何かあったときには、調査をするわけでありまして、よろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして、全ての案件が滞りなく終了いたしました。

なお、本総会において決議されました案件については、その条項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第18条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

よって、本総会において決議された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

事務局 ありがとうございます。

それでは、これにて閉会いたします。

閉会 午後4時23分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和3年7月8日

議 長 福原 幸一

署名委員 林田 智博

署名委員 杉本 守

書 記 島本 学